

業務管理体制の整備に関する事項の届出について

資料6. 1

◎子ども・子育て支援法に基づき、平成27年4月1日から、設置者・事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。届出は、子ども・子育て支援法(第55条)及び子ども・子育て支援法施行規則(第46条)により行う必要があります。

◎保育所開設や、施設等の新規開設に伴う事業実施地域の変更により届出先の変更が生じた場合は、業務管理体制の整備及び行政機関への提出を遅滞なくお願いします。

◎なお、以下の場合に変更の届出の必要はありません。

- ・施設等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合
- ・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合

1 届出先

設置する施設等の所在地	届出先
川崎市内のみ所在	川崎市長
神奈川県内の複数の市町村に所在	神奈川県知事
複数の都道府県に所在	こども家庭庁長官

2 整備する業務管理体制

設置する施設等の数	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備	業務執行の状況の監査
20か所未満	○	×	×
20～100か所未満	○	○	×
100か所以上	○	○	○

業務管理体制の整備に関する事項の届出について

3 記載事項

届出事項	対象となる 設置者・事業者
①設置者・事業者に関する情報 名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者(個人立の場合は設置者)の 氏名、生年月日、住所、職名	全ての 設置者・事業者 (個人立の施設 を含む)
②「法令遵守責任者」の 氏名、生年月日	
③上記に加え、「法令遵守規程」の概要	施設等の数が 20以上の 設置者・事業者
④上記に加え、「業務執行の状況の 監査の方法」の概要	施設等の数が 100以上の 設置者・事業者

4 届出様式

※変更前及び変更後の行政機関の双方に届出が必要です。

届出先	届出の種類	届出様式
川崎市長	新規の届出 子・子法第55条第2項	本市様式
	届出事項の変更 子・子法第55条第3項	本市様式
	届出先の変更※ 子・子法第55条第4項	本市様式 添付資料: 変更届出後の写し(神奈川県知事、こども家庭庁長官宛てのもの)
神奈川県知事	新規の届出	神奈川県 ホームページ等で 御確認ください
	届出事項の変更	
	届出先の変更※	
こども家庭庁長官	新規の届出	こども家庭庁 ホームページ等で 御確認ください
	届出事項の変更	
	届出先の変更※	